

議案第14号

市道路線（燈籠坂線）の廃止について

市道路線を道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次のとおり廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	経過地
燈籠坂線	竹岡字立宿 4361番地先	萩生字津浜 134番内2地先	

平成29年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

一般交通の用に供する必要がなくなると認められるため、市道燈籠坂線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。